

特定非営利活動法人（NPO 法人）
日本ブラインドマラソン協会

規 程 集

（2019年10月1日改訂版：協会名称変更等に伴う修正実施済）

目 次

会員規程	2～ 3
組織運営規程	4～ 6
事務局職員規程	7～ 8
会計規程	9～11
賃金・謝金・旅費交通費（日当）等規程	12～13
閲覧（情報公開）に関する規程	14～15
役員報酬規程	16
コンプライアンス規程	17～18
倫理のガイドライン	19～21
専門委員会の運営規程	22～23
スポーツ仲裁に関する規程	24
利益相反ポリシー	25～26
アスリート委員会規程	27
役員の定年に関する規程	28
専門委員会の運営規程	29～30

以 上

スポーツ仲裁に関する規程

2021年5月29日 理事会制定

- 1 特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会の決定に対する競技者等の不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附則

この規程は、2021年5月29日より実施する。